

令和3年度札幌市国民健康保険特定保健指導ICT機器活用型業務委託仕様書

1 目的

特定健康診査の結果、階層化された特定保健指導該当者は、内臓脂肪の蓄積により生活習慣病発症のリスクが高い状態にあり、自らの生活習慣を振り返り、改善のための行動目標を設定及び実行し、継続できるよう支援する必要がある。

本プログラムでは、就労などにより継続して保健指導プログラムに参加することが困難であることを考慮し、スマートフォンやパソコンを利用しながら測定機器（ウェアラブルデバイス）を用いて、簡便にかつ楽しんで継続し、目標達成に向けた生活習慣改善に取り組めるよう支援する。

2 対象者

対象者は、札幌市国民健康保険特定健康診査（以下、「特定健診」という）を受診し、動機付け支援または積極的支援に該当する、初回面接時に札幌市国民健康保険被保険者である者とする。

保健指導の実施は、先着 70 名とする。年間想定件数は、動機付け支援 63 人、積極的支援 7 人とする。

3 実施期間

実施期間は契約締結日から令和4年（2022年）3月31日までとする。

ただし、初回面接の申込は契約締結日から令和3年9月30日までとし、実績評価は令和4年3月31日までに完了とする。

4 実施内容

(1) 概要

事業者は、利用者が電子機器等を用いて自身の健康状態を毎日管理しながら生活習慣改善に取組むことができるよう支援する。

スマートフォンやパソコンに測定機器と連携したアプリをダウンロードし、アプリで体重、活動量等の測定結果を簡潔に管理し、取組結果の見える化ができるものとする。健康管理のための測定機器の調達は事業者が行い、利用者はプログラム終了後に測定機器を所有して健康づくりの継続に役立てることができるようする。

事業者は継続支援や中間評価、最終評価時において、図表等を用いて分かりやすく利用者の取組状況や成果について報告を行う。

(2) 測定機器の仕様について

- ア 装着型（ウェアラブル）機器であること
- イ 歩数・心拍数を測定し、活動状況が記録でき利用者のスマートフォンやパソコンと連携できること

(3) 特定保健指導支援プログラムの作成、実施

受託者は、特定保健指導業務を「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（改正平成29年厚生労働省告示第267号。以下実施基準という。）」「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き」及び「令和3年度札幌市国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査等取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき、これを実施するものとする。

	動機付け支援	積極的支援
申込受付	特定保健指導を希望した者の受付を行い、札幌市へ資格確認のための連絡を行う。予約を受付後、概ね2週間以内に初回面接を実施できる体制を整えること。	
実施場所	ICTを用いたオンライン面接とする。	
健診結果データ	健診結果（検査及び質問票結果）は、利用者が持っている健診機関が作成したもの、または特定保健指導利用券に記載されたデータを活用する。	
初回面接	初回面接はスマートフォン等を用いた遠隔面接で、1人当たり30分以上の個別支援とする。	
支援の内容	自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点を自覚し、生活習慣の改善に向けた自主的な取組を継続して行うことができる内容であること。	
プログラムの作成	(ア) 初回の面接による支援から、3か月以上経過後の評価のスケジュール (イ) 支援形態（個別支援、グループ支援、電話、電子メール等）及び支援時間 (ウ) 支援内容 (エ) 支援教材、学習教材 (オ) 保健指導実施者の職種と人数 以上について明記した具体的なプログラム内容であること。	保健指導の量を支援Aの方法で160ポイント以上、合計で180ポイント以上行うことを最低条件とする。
支援計画の作成	初回の面接による支援において、対象者が選択した具体的に実践可能な行動目標・行動計画を、対象者が継続できるよう、必要な介入・支援等の内容をとりまとめた計画書を作成する。	

支援期間	初回の面接後3か月以上経過後に評価を行う	初回の面接後、3か月以上の継続的な支援を行い、3か月以上経過後に評価を行う。
実施・評価	<p>特定健診の結果並びに運動習慣、食習慣、喫煙習慣、その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接または通信等による支援及び実績評価を行う。</p> <p>実施機関が、利用者（対象者）から評価結果データが得られないために終了評価ができない場合は、利用者への度重なる督促・評価等の実施記録をもって代えられることとする。なお、<u>不在など連絡がとれない場合の確認回数は3回以上とする。</u></p>	
脱落者の認定	<p>初回面接による支援終了後、3ヶ月を経過しない期間において、利用者から保健指導辞退の申出があった者及び札幌市国民健康保険被保険者の資格喪失をした者については、脱落・終了として受託事業者から市（必要な場合は利用者へも）に確定通知を行う。</p>	
その他	<p>保健指導区分が2年連続積極的支援レベルに該当した者のうち、1年目に積極的支援を実施し、1年目に比べ2年目の健診結果が下記基準の通り改善している者について、2年目は「動機付け支援相当」レベルとして、積極的支援ではなく動機付け支援を実施した場合でも特定保健指導を実施したとみなすことが可能になる。（但し、利用者や特定保健指導実施機関の事情・状況により、積極的支援として実施することも可能。）</p> <p>【「改善した」と判断する基準】</p> <p> $\left\{ \begin{array}{l} \text{BMI} < 30 \text{ の場合、腹囲 } 1.0\text{cm} \text{ 以上かつ体重 } 1.0\text{kg} \text{ 以上減少している者} \\ \text{BMI} \geq 30 \text{ の場合、腹囲 } 2.0\text{cm} \text{ 以上かつ体重 } 2.0\text{kg} \text{ 以上減少している者} \end{array} \right.$ </p>	

※支援ポイントについては次のとおり

	基本的なポイント	最低限の介入量	1回のポイントの上限
個別支援 A	5分 20 ポイント	10分	120 ポイント
個別支援 B	5分 10 ポイント	5分	20 ポイント
グループ支援	10分 10 ポイント	40分	120 ポイント
電話 A	5分 15 ポイント	5分	60 ポイント
電話 B	5分 10 ポイント	5分	20 ポイント
e-mailA	1往復 40 ポイント	1往復	
e-mailB	1往復 5 ポイント	1往復	

(4) 保健指導従事者

国の示した「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」(以下「プログラム」という。) 及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」(以下「手引き」という。) に規定されているように、食生活・運動に関する利用者の支援計画に基づく実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士の他、食生活、運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者（一定の保健指導の実務経験のある看護師も含む）が実施すること。

(5) 実施報告・請求等

ア 「特定保健指導実施者名簿」の提出

初回面接終了者及び評価終了者について「要領」に定める「特定保健指導実施者名簿」に記入し、市へ保健指導を実施した月の翌月5日【必着】までに提出する。

イ 記録・報告書の作成

初回の面接による支援終了後、及び評価の終了後に、遅滞なく「要領」に定める報告書によりまとめ、札幌市国保健康推進担当課へ提出する。

ウ 指導過程における各種記録類やワークシート類等についても、市が受託事業者に求めた場合には、速やかに提出するものとする。

エ 費用の請求は令和4年3月31日までの実績をとりまとめ、札幌市へ直接行うこととする。

(6) 札幌市との連絡調整

サービスの質の向上及び円滑な事業実施のため札幌市との連絡調整は密にすること。

(7) 対象者への周知パンフレット作成

本プログラムの概要及び利用方法等を周知するためのパンフレットを札幌市と協議して作成し、電子データで納品すること。

パンフレットはA4カラーとし、QRコードから申し込めるようにすること。

5 注意事項

(1) モニタリング・打合せ会議等への参加協力

事業の円滑な進行のための調査、必要に応じて招集する各種会議等に参加協力すること。

(2) 施設・人員等について

別表に掲げる「札幌市国民健康保険特定保健指導業務委託基準」に即したものとする。

(3) 研修

受託者は、保健指導を実施するにあたり、最新の知見・情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を隨時取り入れていくことが必要なことから、定期的な情報収集や研修によるスキルアップの向上に努めるものとし、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を積極的に受講するよう努めること。

(4) 事故等への対応

受託事業者は、事故やトラブルが生じた時には、適切な処置を講じるとともに、直ちに市へ報告しなければならない。

(5) 個人情報の取扱

個人情報の取扱に関しては、特定保健指導の記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱のためのガイドライン」、「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」、「札幌市個人情報保護条例」に基づいて行う。

(6) 特記事項

ア この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに委託者と協議すること。

イ この業務の遂行にあたり、必要があるときは相互調整のため打合せを行うものとする。

ウ この業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。

別表

札幌市国保特定保健指導業務委託基準

NO.	札幌市の基準
I 人 員 に 関 する 基 準	1 特定保健指導の業務を統括する者は、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
	2 常勤の管理者(特定保健指導を実施する各施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務(施設管理、人事管理、会計管理等を想定)の管理を行う者)が置かれていること。
	3 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価を行う者は、医師、保健師、管理栄養士又は一定の特定保健指導実務経験のある看護師であること。
	4 動機付け支援及び積極的支援において、対象者ごとに支援計画の実施について統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士又は一定の特定保健指導実務経験のある看護師が決められていること。
	5 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士、一定の特定保健指導実務経験のある看護師又は実践的指導実施者基準第1に規定する食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。
	6 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士、一定の特定保健指導実務経験のある看護師又は実践的指導実施者基準第2に規定する運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。
	7 特定保健指導実施者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を終了していること。終了していない場合は、札幌市が実施する研修を受ける体制があること。
	8 特定保健指導の対象者が治療中の場合には、統括的な責任者が主治医との連携を図ることをマニュアル等で明確にすること。
II 施 設 、 設 備 等 に 關 する 基 準	1 特定保健指導を適切に実施するために必要な部屋を確保し、面接や連絡に必要な机・椅子、電話・e-mail・Fax等の設備が整っていること。
	2 特定保健指導を行うための、個別に仕切られたスペースを確保していること。
	3 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。
	4 全面禁煙、または周囲に煙が漏れないような喫煙場所を定めていること。

	NO.	札幌市の基準
III 特定保健指導の内容に関する基準	1	特定保健指導のプログラムの内容は、厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法に準拠したものであり、提供される保健指導プログラムのマニュアルを整備していること。また、対象者の特性に応じた柔軟な対応が可能であること。
	2	具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラムは、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
	3	最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
	4	個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。
	5	委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。
	6	特定保健指導を受けなかつた者、又は中断した者については、速やかに本人に連絡し、継続の勧奨を行う体制をとっていること。
IV 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準	1	特定保健指導に関する記録を電磁的方法(XML形式)により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。
	2	保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を適切に保存し、管理すること。又、保存期間は5年とすること。
	3	高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。
	4	個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。又、個人情報の保護に関する方針を作成し、これを明示していること。
	5	インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理を徹底し、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止する規定を定めていること。

	NO.	札幌市の基準
V 運営等に関する基準	1	特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
	2	保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
	3	特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。
	4	特定保健指導実施者に必要な研修(最新の知識に関する教育、保健指導技術に関する教育等)を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。又、特定保健指導実施者のすべてが研修に参加できるように配慮すること。
	5	特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
	6	運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規定を定め、当該規定の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法により、幅広く周知すること。 ・事業の目的及び運営の方針 ・統括者の氏名及び職種 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額 ・事業の実施地域 ・緊急時における対応 ・その他運営に関する重要な事項
	7	特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。
	8	特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。
	9	虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
	10	特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、対応窓口を委託元及び保健指導対象者に明示し、苦情を受け付けた場合には、対応担当者がその内容等を記録し保存すること。
	11	従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

※札幌市国保特定保健指導事業委託基準は国の特定保健指導の外部委託に関する基準(告示第2)に基づいて設定しておりますが、NO.が網掛けの項目は、札幌市が国の基準をもとに、より具体的な内容としております。